

事 務 連 絡
平成23年7月1日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室
障 害 福 祉 課
精 神 ・ 障 害 保 健 課

特定避難勧奨地点の設定に伴う利用者負担の取扱い等について

東日本大震災に伴う障害福祉サービス等の利用者負担等の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」（3月24日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか事務連絡）、「東日本大震災により被災した障害者等に係る利用者負担の取扱いについて」（4月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか事務連絡）及び「東日本大震災により被災した障害者等に係る利用者負担の取扱いについて」（5月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか事務連絡）により、徴収の猶予についてお示しするとともに、市町村又は都道府県の判断により、被災障害者等の利用者負担の免除を行うことについて、特段の配慮をお願いしているところです。

このたび、新たに特定避難勧奨地点が設定されたことに伴い、利用者負担の徴収猶予の対象者の範囲の拡大を行いましたので、管内市町村、障害福祉サービス事業者等への周知をお願いいたします。

併せて、避難所等で生活されている障害者（児）の皆様及び事業者の皆様向けに作成したリーフレット（別添1及び別添2）につきましても、一部内容の変更を行いましたので、管内市町村、障害福祉サービス事業者等への周知をお願いいたします。

記

I 障害福祉サービス等関係

1. 対象者について

利用者が、特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住しているため、避難を行っている旨の申し立てを行った場合でも、徴収を猶予することができるものとする。

2. サービス事業所等における介護給付費等の請求について

1に基づき猶予した場合は、利用者負担を含めて10割を請求すること。

II 自立支援医療関係

1. 一部負担金の免除等について

別紙「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その9）（6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い）」（平成23年6月21日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）等により、医療保険における一部負担金等の取扱いが示されていること。なお、今回の改正箇所は、対象者の要件に「特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住しているため、避難を行っている旨」を申し立てた場合も追加する、という部分である。

2. 自立支援医療の取扱いについて

自立支援医療の取扱いについては、引き続き「東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて」（平成23年3月11日付け厚生労働省健康局総務課等事務連絡）によること。

※ 参 考

東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて（抜粋）

自立支援医療受給者証を提示できない場合においても、医療機関において自立支援医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、受診する指定自立支援医療と自立支援医療受給者証に記載する指定自立支援医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に支給認定の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。